

○エビデンスに基づく一般歯科診療における 院内感染対策

(実践マニュアルに基づく基本的な事項)

一般歯科医院での感染対策 基本事項

院内感染が生じる状況について

- 歯科治療に伴って生じる感染
- 診療室での流行性疾患の蔓延



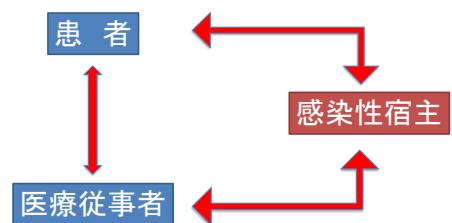
一般歯科医院での感染対策 基本事項

対策の基本

感染予防の三原則

感染予防の三原則

- 病原体の除去
- 感染経路(標準予防策の適用)の遮断
- 感染性宿主(ワクチン接種)の抵抗力増強



一般歯科医院での感染対策 基本事項

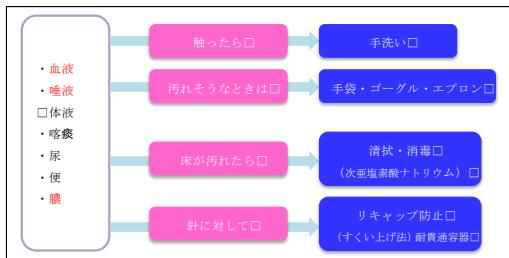
標準予防策とは

- ・米国疾病対策センター(1996年)
- ・すべての湿性生体物質に感染性がある
- ・すべての患者に普遍的に適用する

標準予防策
(スタンダード・プリコーション)

標準予防策

一般歯科医院での環境整備



ユニット関連の表面への対応



チエアサイドの術者と患者対応

手指の消毒



一般歯科治療での器具・器材

- ディスポーザブル製品の使用
- 再利用可能なもの
- 適切な「洗浄」「消毒」「滅菌」

表1 スポルディング分類

リスク分類	対象	例	処理方法
クリティカル	口腔軟部組織、骨を貫通する器具	ハンドピース 抜歯鉗子 メス、リーマー、 ファイルバー、スケーラーなど	滅菌 ハンドピース内は患者由来物質で汚染されているのでクリティカルの分類 (熱滅菌必要)
セミクリティカル	口腔内組織と接触	スリーウェイシリング バキュームチップ ミラー、印象用トレー、 レンタルホルダーなど	高水準消毒
ノンクリティカル	医療機器表面 (高度接触部位)	歯科用ユニット周囲 ライトハンドル 歯科用エックス線装置など	中または低水準消毒 0.1% 次亜塩素酸による 清拭清掃
ノンクリティカル	ハウスキーピング	床、ドアノブ	定期清掃、汚染時清掃

*ガラスピース滅菌は、滅菌不良の可能性が高いため、FDA（米国食品医薬品局）は医療としての使用は禁止している。

再生可能器具の処理工程で、最も重要なのは「洗浄」です





消毒薬の選定

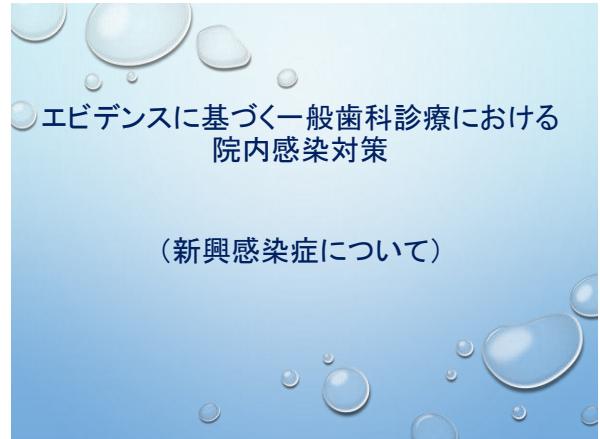
消毒薬の基本

表3 消毒薬の抗菌スペクトラム

区分	消毒薬	芽胞細菌	結核菌	エンベロープあり ウイルス 肝炎ウイルスなど	エンベロープなし ウイルス ロタウイルスなど	糸状真菌	一般細菌
高水準 器械・器具のみ	グルタラール フタラール 過酢酸	○	○	○	○	○	○
中水準 生体・環境	次亜塩素酸	○	○	○	○	○	○
	ポビドンヨード (生体のみ)	×	○	○	○	○	○
	エタノール イソプロパノール	×	○	△	×	○	○
低水準 生体・器械・器具	ベンザルコニウム塩化物	×	×	×	×	○	○
	クロルヘキシジングルコン酸塩	×	×	×	×	○	○
主に器械・器具	ベンゼトニウム塩化物	×	×	×	×	○	○
	アルキノジアミノエチルグリシン	×	○	×	×	○	○

表2 消毒薬の適応対象

対象	薬剤	分類
器械・器具のみに使用	グルタラール（ステリハイド） フタラール（ディスオーノ） 過酢酸（アセサイド6%溶液、アセサイドMA 6%消毒液）	高水準
生体のみに使用	ポビドンヨード（イソジンなど）	中水準
生体・医療環境に使用	次亜塩素酸ナトリウム（手指：0.01～0.05%、環境：0.1%）	中水準
主に生体に使用	クロルヘキシジン（ヒビテンなど） ベンザルコニウム塩化物（オスパン、チアミトールなど）	低水準
主に医療器械・器具に使用	ベンゼトニウム塩化物（ハイアミンなど） アルキルジアミノエチル（テゴー51など）	低水準



1. 新興感染症とは

紀元前から、人類はさまざまな感染症に遭遇し、パンデミックにより人類の歴史は変えられました。

19世紀後半になってから病原体やその治療法がわかつてきしたことにより、その後、感染症による死亡者は激減しました。

しかし、1970年頃より、以前には知られていない新たな感染症である「新興感染症」や、過去に流行した感染症で、一時は発生数が減少したもののが再び出現した感染症である「再興感染症」が問題となってきています。

1970年以降少なくとも30以上の感染症が新たに確認されています。

これまでの代表的な新興感染症

1976年	エボラ出血熱
1981年	エイズ（後天性免疫不全症候群）
1996年	ブリオン病
1997年	高病原性鳥インフルエンザ
1999年	ニパウイルス感染症
2002年	SARS（重症急性呼吸器症候群）
2012年	MERS（中東呼吸器症候群）
2019年	COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

2. 新興感染症「COVID-19」に対する対策(基本的な感染予防策に加えて)

(1) 感染経路への対応

- エアロゾル感染の概念

(2) 診療に関する留意事項

- 診療室内的エアロゾル対策: 吸引装置の適正使用
- ゴーグルまたはフェイスシールドの装着
- 患者の健康管理
- 治療前後の含嗽(口、喉のうがい)

(3) 診療環境に関する留意点

- 「密集・密接」の回避
- 「密閉」の回避・換気
- 「接触感染」予防への配慮
- 受付環境への配慮
- 来所者すべての手指消毒の徹底

(4) 職員に関する留意点

- 職員全員の体調管理
- 医局(スタッフルームなど)、診療所内での注意事項

参考:「新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針」第2版 令和3年11月 日本歯科医師会

(1) 感染経路への対応

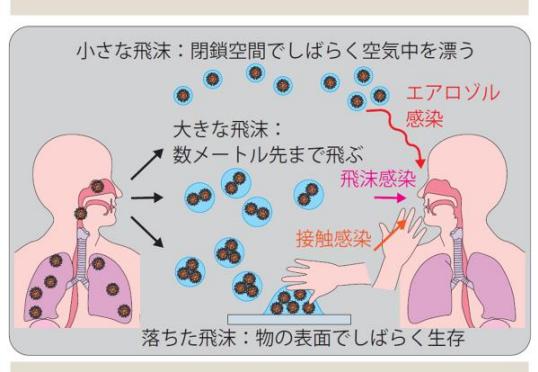
「標準予防策(スタンダード・プリコーション)」や「感染経路別予防策」が基本的な措置となります。そこでCOVID-19など新興感染症に対して重要なのが、これまでの感染予防対策をより一層確実に行なうことです。

特に、感染経路の

「飛沫感染」

「空気感染」の概念の

把握が重要となります。



感染経路のイメージ

(2) 診療に関する留意事項

- 診療室内のエアロゾル対策:吸引装置の適正使用
- ゴーグルまたはフェイスシールドの装着
- 患者の健康管理
- 治療前後の含嗽(口、喉のうがい)

(3) 診療環境に関する留意点

- 「密集・密接」の回避
- 「密閉」の回避・換気
- 「接触感染」予防への配慮
- 受付環境への配慮
- 来所者すべての手指消毒の徹底

(4) 職員に関する留意点

- 職員全員の体調管理
- 医局(スタッフルームなど)、診療所内での注意事項



○エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策